

第39回大阪府人権施策推進審議会

(開催要領)

日時:令和2年11月9日(月曜日)午前9時30分から11時まで

場所:マイドームおおさか8階第1・第2会議室

出席委員:内田委員、小野委員、金光委員、黒田委員、志水委員、新ヶ江委員、善野委員

(計7名)

(議事次第)

1. 開会
2. 議題
 - (1)「大阪府人権施策推進基本方針の変更について」
 - (2)その他
3. 閉会

(議事録概要)【◎:会長の発言 ○:委員の発言 ●:事務局等の説明、応答等】

(1)大阪府人権施策推進基本方針の変更について

○委員

3点ご検討いただきたい。

1点目は同和問題について、相談体制の充実や教育・啓発に取り組んでいくと書かれているが、記述の中でも触れられている部落差別解消推進法では第6条で実態調査の実施を定めており、法の趣旨に合わせるのであれば部落差別の実態把握についても付け加えるべきではないかと思う。

次に、感染症に関して、誹謗中傷や差別的行為に苦しんでいるのは医療従事者だけではなく、運輸業や保育、介護の従事者も同様の状況なので、実際にあったことと照らしあわせて書いた方がいいのではないか。エッセンシャルワーカーと書けばよいのか、書きぶりは検討が必要だが。

3点目は災害時の人権について、今回初めて盛り込まれたのはよかったが、避難所生活を非常にクローズアップした書き方になっている。これも大事なことだが、そこへ至るまでの平時における対応が重要だと思う。災害弱者とよばれている人たちへの避難誘導や情報伝達など、避難所までの前提として平時からの対応が重要であることを書き加えてみてはどうか。

○委員

変更案全体の構成は、1番目として大阪府における人権の状況が書かれてあって、その後理念が続き、最後に具体的な施策が書かれてある。この構成を変えて、基本理念を最初にしてはどうか。また、「国内外の人権尊重の潮流」の項目のところで、地域共生社会というものを位置づけることを検討してみてもいいのではないか。

○委員

この変更案の構成では、第一章にウエイトが置かれていて新しい内容もたくさん出てくるのに比べると、第二、第三は分量も軽いという印象。文章を作るとき、基本理念というものは最初に来るものだと思うので、現行の構成の変更を検

討すべきだと思う。また、第一章は「大阪府における人権をめぐる状況」というタイトルになっているが、内容は世界の人権状況を総括して全ての問題を網羅しているように見える。大阪府の基本方針なのだから、ジェネラルな内容よりも大阪府が取り組む論点をわかりやすく示すほうがよいのではないか。

もう一点、地域共生社会というご発言があったが、人権政策は従来から、事象が起こったときにどうするか、相談対応をどうするかという点に重点を置いていたが、共生、インクルーシブな社会が一人ひとりの人権を尊重する社会ということになるので、人権が活かされる社会を作るために大阪府はどう考えるのかということを中心に前面に出して書く方がポジティブだと思う。とはいえ、行政の文章なので、やれないことは書けないと思う。それでも、どういう社会を作りたいのかということに関する理念があってもいいのではないか。

○委員

今回の変更案は、個別の人権課題についてはかなり具体的に上げられていると思うが、人権が私たち一人ひとりの問題であるということをもうちょっと強調する書き方がいいのではないかと思う。

今、かなり社会が不安定化していて、私たち一人ひとりの人権が侵害される可能性は十分にあると思うので、たとえば日本国憲法の基本的人権の尊重についての記述を深めるなどしてもいいのではないか。2点目として、戦争を経験された方は高齢化していると思うが、戦争被災者の人権について取り上げなくてよいのか。

次に、性的マイノリティに関して、同性パートナーの人たちで子どもを育てている方は結構おられるのだが、同性パートナーに育てられる子どもの人権は、これから注目していかなければいけない課題。

他の自治体では、まだそこまで取り組んでいるところはないので、大阪府ではぜひそれについても盛り込んでいただきたい。

◎会長

各委員のご発言に共通するものは、人権の問題は、未然防止そして適切な対応と再発防止という、大きく言うところリスクマネジメントの流れの中にあると思う。事が起こってからの適切な対応については丁寧に書かれているが、未然防止という視点も必要ではないかというご指摘と受け止める。

○委員

資料 15 ページの基本理念のところ、冒頭に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」と出てくるのは唐突感があるので、この条例の説明が要と思う。

また、基本理念については、四角囲みのすぐ後に企業や NPO などの様々な主体が取り組んでいますという記述があるが、ここは行政の取組について書くべき。

さらに、それに続く文章は理念というより現状や今の課題を書いてあるので、基本理念は何なのかよくわからない。対照的に、現行の基本方針では、理念的なこともうかがえる書きぶりになっている。

何か大事なものが消えてしまったように思う。

◎会長

ここまで、基本理念について、その位置が冒頭でなく二番目であること、現行の記述から変更されていることについてご意見があったが、事務局から付け加えることがあれば発言いただきたい。

●事務局

基本理念に関して、今回の変更の意図は、四角囲みで記した基本理念が、府政運営の基本理念であることを明確に

記述することをめざすというものであるため、現行基本方針の記述をコンパクトにまとめる形となった。その過程で、大事な内容が消えてしまったというご指摘をいただいていると思う。

ご意見いただいた、基本的人権の尊重という視点を入れるべきではないかとか、基本方針の中でどこに位置づけるかという点も含め、基本理念の項目の記述から、理念やそれを支える考え方などが立ち上がってくるようなものとなるよう再検討したい。

○委員

再検討の方向が出たのはよかったと思う。現行基本方針の記述の中には、かなり理念について示している部分があるので、これをベースに検討するのも一案かと思う。

そして、基本理念の四角囲みの中の二つ目をしっかり明記して示すことは、これからの社会にとって重要なことだと思う。この二つ目の理念の中で、自己実現を図るということまで踏み込んで表現しているので、施策に反映させる際にメッセージとしてしっかり伝えられたら良いのではないか。

格差、社会的排除が広がる中で、誰もが排除される可能性がある中で、人権とは実は自己実現ということに関わっているんだというメッセージをしっかりと出すことは重要だと思う。このあたりをもう少し明確に伝わるようにしていただきたい。

人権というと、どうしてもマイナスの状態をゼロに戻していこうということまでで終わってしまうので、そうではなく自己実現というところを含めての問題なんだということを認識の中で示し、具体的な施策はそのために行っていくんだということ。

また、NPO や企業の取組という話があったが、そういう主体の取組も含めてどのように進めていくのかということについては、もう少し検討できるように思う。こういったことを特色として打ち出すことは、一つの方向性としてあり得るのではないかと考える。

◎会長

基本理念に関しては、基本方針の中でどの位置にもってくるのかということに加えて内容についても意見が出てきたので、事務局が第2案をまとめる際には、内容についても検討していただくという方向でお願いしたい。

○委員

基本理念のところについては、現行基本方針の基本理念についての記述の最初のパラグラフぐらいはそのまま残した方がよいのではないか。

○委員

人権問題に関しては、昔ながらの課題が形を変えずに残っている状況だと思うが、昔よりはマシになっているのではないか。

どういう背景があるのかわからないが、人々が真面目になった分、その真面目さと背中合わせの不寛容さが、自粛警察に表れているような「他者は許さん」的な姿勢につながって、新しい人権侵害を生み出している状況になっている。それが今、私が気になっているところ。

私の専門は道德教育だが、寛容というのは一番難しいものだと思う。協力や思いやりは、人間が群れで生きる社会的生物であるため、ある程度は生まれつき身につけている部分もあるが、寛容というのは生まれつき身につけているというものではない。だから、教育して作っていかなくてはならないというところがある。そういうことを、こういう行政文書に盛り込めるかどうか考えているのだが、なかなか難しいと感じた。

人権問題に対応するとき、人間は「自分が正しい」と思ったときが一番たちが悪いんだという意識を持つておくことが必要だと思っている。

◎会長

昨今は、何か言葉を出せば、それはパワハラだ、それはアカハラだと言われてしまうこともあり、「ハラスメント」ハラスメントと呼ばれる言葉もみられる状況であるが、毅然とした対応の必要性も認識しつつ、今のご意見も踏まえて変更案に組み込んでいくのは、大変工夫のいるところではないかと思う。皆さまのお知恵もいただきながら、第2案の作成をしていただきたい。

○委員

今回の変更案は、さまざまな人権課題の認識に関して、今の時代を反映して記述がなされていると思う。このことに、まずご苦労様と申し上げたい。そのうえで内容についてみていくと、犯罪被害者の人権をしっかりと掲げられていることは、これ自体はいいと思うのだが、取り上げるのは被害者側だけでいいのかどうか。加害者というか、刑を終えて出所した人については「さまざまな人権課題」という項目の中で取り上げているが、バランスとしてどうなのか。犯罪者の人権の問題は、立ち直りの問題、再犯防止に向けた支援などの取組に関わってくる問題だと思う。

災害時の人権問題に関して、先ほどのご発言にもあったが、避難所生活だけに言及するのではなく、平時の対応についてもしっかりと、高齢者や障がい者などの災害弱者と呼ばれる方たちについての課題認識を掲げるのがいいのではないかと思う。そして、災害時に欠かせないのが自助共助公助という考え方であり、それは行政だけではできないことなので、地域のつながりや府民のみなさま方の意識の中でしっかりと災害弱者の方々を支えていくという方向につなげていただければありがたいと思う。

最後にインターネット上の人権侵害について、対応には法整備を含めた制度構築が必要とあって、これは毎年府と市町村が国家要望をしているテーマでもあるが、表現の自由などをめぐって議論が続いている状況。法整備が整うまでの間をどう耐え忍んでいくのか、この変更案では、結局「啓発に努めていく」となっている。最後は啓発に努めることが求められるわけだが、それだけではないのではないか。モニタリングということにもつながっていくのかもしれないが、課題意識として法整備がなされるまでの間をどう耐え忍んでいくのか、しっかりとチェックをしていくことも必要ではないかと思う。

○委員

外国人の人権に関する記述について、この変更案は今の状況を受けて書かれてあると思うが、外国人というとき、オールドカマーと呼ばれる在日韓国朝鮮人の方々とニューカマー外国人とがおられるわけで、現行の基本方針ではオールドカマーの人権のことに触れられているが、変更案では新しく来た外国人労働者の人たちを想定した書きぶりとなっている。当事者の人たちや運動に携わってきた人たちから、大阪府が在日の問題は終わったと考えているかのように受け取られてしまう可能性があるのではないか。やはり、外国人の人権についての記述の中に、在日韓国朝鮮人の方たちの人権に関する記載もあったほうがいいと思う。

○委員

基本理念については、現行の内容のほうがふさわしいように思う。現行の基本理念の記述の中に、「たとえば」として障がい者の人権についての記述があるが、その中に障がいとは本人の問題ではなく社会が作り出したんだという、障がいの社会モデルと呼ばれるような考え方が書かれてあるが、この部分を削ってしまうとちょっともったいないように思うので、これも残していただきたい。現行のままの表現でいいかどうかについては、検討が必要ではあるが、理念そのものに

については残していただきたいと思う。

◎会長

まだまだご意見はありかとは思いますが、今日いただいたご意見について、事務局で整理いただき、この変更案に再度検討を加えていただいて、次回の審議会でお示しいたきたい。

(2)その他

◎会長

では、議題 2「その他」に移らせていただく。事務局から説明をお願いしたい。

●事務局

今後のスケジュールについて。次回は 3 月下旬の開催予定。本日の変更案に修正を加えたものをお示ししてご審議いただくことを想定している。その際、人権問題に関する府民意識調査についても、一定の結果報告をする予定。

その後は、5 月に答申をいただいて変更案をまとめ、6 月から 7 月にかけてパブリックコメントの手続きを行う。そして、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」の規定により、基本方針の変更には府議会の意見を聴く必要があることから、9 月下旬に開会となる府議会にかけることを予定している。